

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料2	当薬局は調剤基本料2の施設基準に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	<p>患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用させていただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。</p> <p>なお、患者さまが選択されたかかりつけ薬剤師が服薬指導等を行う場合も、服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者さまが使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況等を確認しながら、安心してお薬を使用していただけよう支援します。</p>
地域支援体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <p>(体制基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 85% 以上に適合する薬局です。 ②医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。 ③地域医療への貢献するために必要な以下の体制を有しています <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有しています (2) 地域における医薬品等の供給拠点として対応します (3) 休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制を整えています (4) 在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応を整備しています (5) 医療安全に関する取組の実施をしています (6) かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出をしています (7) 患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成をしています (8) 管理薬剤師は定められた要件(薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上)を満たしています (9) 研修計画の作成、学会発表などを推奨しています (10) 患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導に配慮しています (11) 地域医療に関連する取組の実施をしています
連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は、医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されています。

在宅薬学総合加算 1 に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <p>在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出</p> <p>緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知</p> <p>在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講</p> <p>医療材料・衛生材料の供給体制</p> <p>麻薬小売業者免許の取得</p> <p>在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 48 回以上)</p>

電子的調剤情報連携体制加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施していること。

無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算	当薬局は2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え(他の施設と共同利用する場合を含む)、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
在宅中心静脈栄養法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p> <p>在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。</p>

特定薬剤管理指導加算 2 に関する事項	
特定薬剤管理指導加算2	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務 ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年 1 回以上) <p>当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。</p>

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
当薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。	

調剤ベースアップ評価料	
当薬局には、賃上げ対象になり得る職員が勤務しており、賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。	

個別の調剤項目が分かる明細書の発行

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

長期収載品の選定療養について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

保険外費用に関する掲示

- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。また、ご自宅へお薬の配達を希望される場合、一律 500 円頂戴しております。ご了承ください。
- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただく場合がございます。

ホシ薬局	管理薬剤師：平野 敦子
所在地:加古川市尾上町口里790番地17	TEL:079-456-0707
	FAX:079-456-2828